



第14回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年2月27日(火曜日)
午前10時 (開場時刻: 午前9時30分)

場所 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B

報告事項

1. 第14期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)計算書類報告の件

人を想う

AHCグループ株式会社

証券コード 7083

証券コード 7083

2024年2月9日

(電子提供措置の開始日 2024年2月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目11番9号
イトーピア橋本ビル2階

A H C グ ル ー プ 株 式 会 社

代表取締役社長 荒木 喜貴

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながらお送りした株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイト「第14回定時株主総会招集ご通知」及び「第14回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://ahc.co.jp/ir/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「AHCグループ」又は「コード」に当社証券コード「7083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月27日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F 秋葉原UDXカンファレンスA・B
3. 目的事項 報告事項 1. 第14期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第14期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)計算書類報
告の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主様にご送付する書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、株主様にご送付する書面は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎ 「Web株主通信」公開のご案内

当社IRサイトにて「Web株主通信」を2024年2月28日(水)にリリース予定です。当社の魅力をより一層ご理解いただける内容となっております。是非ご覧ください。

URL : <https://ahc.co.jp/ir/report/>



事業報告

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行にともない、活動制限が解除されたことや、各種政策の効果もあって経済活動の正常化が進む一方、為替相場の変動やエネルギー価格の高騰等、景気の先行きについては依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境においては、福祉業界では障害者数全体は増加傾向にあり、その内、障害福祉サービス及び障害児サービスの利用者数も2023年9月時点で154.1万人と前年同月と比べ10.7%増加(出典：厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況」)しており、この増加は継続していくものと考えております。

介護業界では「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者世代となる2025年には65歳以上人口は3,653万人、「団塊ジュニアの世代」が全員65歳以上となる2040年には65歳以上人口は3,928万人に達すると推計(出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」)され、高齢者人口の増加にともない、今後も需要の増加と拡大が想定されています。一方で、介護職員の人材不足という課題があります。

外食業界では経済活動への制限が緩和されたことにより来客数は回復してまいりましたが、原材料価格、人件費及び物流費等の高騰による物価の上昇、パート・アルバイトの時給アップ、従業員確保に係る採用費用の増加等が顕著となっております。

このような状況の下、当社グループの福祉事業におきましては、未就学から成人までの障害者に対して、ワンストップで幅広い福祉サービスを提供できる体制を強化するために、共同生活援助(グループホーム)事業所の開設に注力するとともに、事業譲受により就労継続支援B型事業所を取得いたしました。

介護事業におきましては、新型コロナウイルス感染症における利用控えからの脱却及び利用者のキャンセルを抑制するため、プログラムの変更等を行うとともに、中長期を見据えたコストの削減を図ってまいりました。

外食事業におきましては、回復してきた客数でもサービスの質を落とさない取組を行いました。また、昭和レトロと現代トレンドを組み合わせたレトロモダンな居酒屋を出店いたしました。

これらの結果、当連結会計年度末の各事業の拠点数は福祉事業88事業所(グループホーム285居室)、介護事業38事業所、外食事業7店舗となりました。

以上の結果、売上高5,915,131千円と前連結会計年度と比べ1,010,885千円(20.6%)の増収、営業利益20,441千円(前連結会計年度は営業損失215,932千円)、経常利益70,606千円(前連結会計年度は経常損失200,480千円)、親会社株主に帰属する当期純利益67,865千円(前連結会計年度は当期純損失253,891千円)となりました。

資産は売上高の増加により、売掛金が71,010千円(7.8%)増加、事業所や店舗の新規開設にともなう設備投資により、建物が47,247千円(7.2%)増加、建設仮勘定が46,751千円(53.1%)減少、不動産の売却により、投資不動産が84,577千円(26.8%)減少しました。負債は返済により、短期借入金金が50,000千円(100.0%)減少、運転資金の確保により、長期借入金金が45,683千円(1.5%)増加しました。純資産は親会社

事業報告

株主に帰属する当期純利益67,865千円の計上により、繰越利益剰余金が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度末における総資産は5,246,994千円と前連結会計年度と比べ40,497千円(0.8%)の増加、負債は4,089,665千円と前連結会計年度と比べ31,173千円(0.8%)の減少、純資産は1,157,328千円と前連結会計年度と比べ71,670千円(6.6%)の増加となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(福祉事業)

福祉事業におきましては、共同生活援助(グループホーム)事業所を新規に4事業所(51居室)開設しました。また、三重県における福祉サービスを拡充するため、水耕栽培を実施している就労継続支援B型事業所を1事業所取得しました。既存事業所では、利用者及び入居者の新規獲得や利用回数の増加に注力しました。これらの結果、売上高3,170,243千円と前連結会計年度と比べ790,974千円(33.2%)の増収、営業利益151,136千円と前連結会計年度と比べ91,018千円(151.4%)の増益となりました。

(介護事業)

介護事業におきましては、前期開設事業所の立ち上がりは順調に推移しました。既存事業所では、人員配置やサービスの質の向上により利用回数の増加に努めましたが、体調不良による利用キャンセルや食材費、人件費等のコスト上昇が響き、売上高1,654,153千円と前連結会計年度と比べ16,380千円(1.0%)の減収、営業損失40,046千円と前連結会計年度と比べ5,456千円の増益(前連結会計年度は営業損失45,503千円)となりました。

(外食事業)

外食事業におきましては、物価高騰や人件費の増加等の要因はあるものの、経済活動への制限が緩和され、客数が増加し、売上高は好調に推移しました。この結果、売上高1,088,734千円と前連結会計年度と比べ244,292千円(28.9%)の増収、営業利益47,408千円と前連結会計年度と比べ102,176千円の増益(前連結会計年度は営業損失54,767千円)となりました。

セグメント別売上高

事業別	第13期 (2022年11月期)	第14期 (当連結会計年度)
福祉事業	2,379,269 千円	3,170,243 千円
介護事業	1,670,534 千円	1,654,153 千円
外食事業	844,442 千円	1,088,734 千円
調整額	10,000 千円	2,000 千円
合計	4,904,246 千円	5,915,131 千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は407,902千円であり、その主なものは、新規事業所及び店舗の内装工事費及び福祉事業用の土地・建物等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

金融機関からの借入により590,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 人材の確保と育成

当社グループは、事業所の開設を継続して進めておりますが、福祉事業・介護事業・外食事業の各分野は、何れも慢性的な労働力不足の問題を抱えております。この対応として、新卒及び中途の採用手法を多様化することで人材の継続的確保をしていくとともに、階層別研修、評価制度等により、個々の成長をフォローし、当社グループへの帰属意識を高めることで、定着率の安定化を図ってまいります。

② 継続的な事業所開設

当社グループは、幼年から青年、老年に至るまでの生涯福祉サービスの実現のため、継続的に事業所の開設を行い、成長してまいりました。今後も持続的な成長を図るため、物件情報の取得及び地域のニーズに対応した業態の開設を行ってまいります。

③ 管理体制の強化

当社グループは、その中核となる営業の拠点が地域に分散しているため、今後の拠点数の拡大を踏まえ、当社本社を中心とした業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていく事が重要と考えております。このため、今後もリスク管理を適切に行える体制整備に努め、効率的な業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

④ 事業所の運営レベルの向上

自然災害や近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延に見られるように、突発的な危機が発生した場合でも、利用者様・お客様に安心・安全・快適にご利用頂くため、営業担当者や品質管理担当者の定期巡回等を実施し、運営品質・衛生管理・危機管理の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年11月期)	第 12 期 (2021年11月期)	第 13 期 (2022年11月期)	第 14 期 (当連結会計年度)
売 上 高	4,086,602 千円	4,114,326 千円	4,904,246 千円	5,915,131 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	197,862 千円	39,254 千円	△200,480 千円	70,606 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)	102,757 千円	1,306 千円	△253,891 千円	67,865 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	51.98 円	0.63 円	△121.82 円	32.35 円
総 資 産	3,838,894 千円	4,728,330 千円	5,206,497 千円	5,246,994 千円
純 資 産	1,355,391 千円	1,331,450 千円	1,085,658 千円	1,157,328 千円
1株当たり純資産額	648.42 円	641.77 円	518.44 円	551.31 円

(注) 収益認識会計基準等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年11月期)	第 12 期 (2021年11月期)	第 13 期 (2022年11月期)	第 14 期 (当事業年度)
売 上 高	2,124,059 千円	2,138,377 千円	2,748,852 千円	3,361,559 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	2,565 千円	△63,643 千円	△124,546 千円	109,252 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△24,829 千円	△62,781 千円	△167,120 千円	142,569 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△12.56 円	△30.07 円	△80.19 円	67.97 円
総 資 産	2,640,056 千円	3,474,378 千円	3,779,480 千円	3,669,987 千円
純 資 産	1,169,743 千円	1,081,712 千円	922,691 千円	1,069,066 千円
1株当たり純資産額	559.61 円	521.40 円	440.62 円	509.27 円

(注) 収益認識会計基準等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社代表取締役社長である荒木喜貴は、当社の親会社等に該当しております。当社は、本社及び開設事業所の賃料等に係る債務保証を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

a. 取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

b. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

債務の被保証につきましては保証料の支払いはなく、また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
S L カンパニー株式会社	1,000 千円	100 %	福祉事業
テラスワールド株式会社	9,000 千円	100 %	福祉事業
介護ジャパン株式会社	45,000 千円	100 %	介護事業
センターネットワーク株式会社	3,000 千円	100 %	食料品の加工・販売事業
株式会社 R A I S E	1,000 千円	100 %	福祉事業
株式会社 C O N F E L	9,900 千円	100 %	福祉事業

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
福祉事業	放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援 B 型事業所・相談支援事業所・共同生活援助(グループホーム)事業所・生活介護事業所の運営
介護事業	通所介護事業所の運営
外食事業	飲食店(居酒屋等)の運営

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
福 祉 事 業	放課後等デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県・滋賀県・愛知県 児童発達支援事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県・愛知県 就労移行支援事業所：東京都 就労継続支援B型事業所：東京都・千葉県・三重県 相談支援事業所：三重県・愛知県 共同生活援助(グループホーム)事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県 生活介護事業所：埼玉県
介 護 事 業	通所介護事業所：東京都・千葉県・埼玉県・三重県
外 食 事 業	飲食店：東京都

(9) 従業員の状況

① 当企業集団の状況(2023年11月30日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
478 名	32 名増

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は403名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

② 当社の状況(2023年11月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
260 名	21 名増	38.8 歳	4.02 年

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は233名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
独立行政法人 福祉医療機構	2,185,000 千円
朝日信用金庫	409,531 千円
株式会社 みずほ銀行	311,020 千円
株式会社 りそな銀行	172,940 千円
株式会社 三井住友銀行	120,000 千円
株式会社 千葉銀行	102,537 千円

(注) 借入残高が100,000千円以上の金融機関等を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項(2023年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000 株
- (2) 発行済株式の総数 2,102,844 株
- (3) 株主数 904 名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
YHC株式会社	601,000 株	28.63 %
荒木 喜貴	485,000 株	23.10 %
G2株式会社	61,000 株	2.91 %
村光 伸介	60,000 株	2.86 %
AHCグループ社員持株会	56,600 株	2.70 %
矢野 範行	52,000 株	2.48 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	42,785 株	2.04 %
吉元 幸次郎	40,830 株	1.95 %
株式会社サシノベルテ	38,100 株	1.81 %
株式会社SBI証券	35,244 株	1.68 %

(注) 持株比率は自己株式(3,623株)を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記のとおり株式を交付いたしました。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	2,150株	4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役に対し、株式の交付は行っておりません。
2. 上記のほか、執行役員に対して譲渡制限付株式3,044株を付与しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2017年10月20日
当社役員の保有状況	新株予約権の数 900個 目的となる株式の種類 普通株式 目的となる株式の数 9,000株 取締役 2名 監査役 1名
新株予約権の払込価額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個あたり118円
新株予約権の行使期間	2020年2月25日から 2027年10月20日まで
新株予約権の行使条件	(注)3.

- (注) 1. 取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 2. 社外取締役が保有する新株予約権はありません。
 3. 当社株式が東京証券取引所に上場した日から、次に記載の区分に従い新株予約権を行使することができる。
 a. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日まで
 割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
 b. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日以降
 割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 喜 貴	
取締役副社長	土 山 茂 太	
取 締 役	吉 元 幸 次 郎	介護本部長 兼 西日本福祉本部長 介護ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社 R A I S E 代表取締役 株式会社 C O N F E L 代表取締役
取 締 役	瀨 田 友 則	東日本福祉本部長
取 締 役	武 藤 輝 一	経営管理本部長
取 締 役	寺 部 達 朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役 ルスロジャパン株式会社 監査役 WMパートナーズ株式会社 パートナー ソノーラテクノロジー株式会社 監査役 スポーツX株式会社 監査役 株式会社 P R I S M B i o L a b 社外取締役
常 勤 監 査 役	山 口 進	
監 査 役	河 野 博 紀	河野博紀税理士事務所 代表 L I B E R A 株式会社 監査役 株式会社ワイケー東京 監査役
監 査 役	村 山 輝 紀	法律事務所 芝公園パートナーズ パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 寺部達朗氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 寺部達朗氏、監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
 4. 監査役 河野博紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 5. 取締役 小林典史氏は、2023年2月22日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 寺部達朗氏、監査役 河野博紀氏及び村山輝紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び子会社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、代表取締役が取締役個人別の基本報酬額、業績連動報酬額及び割当株式数の原案を作成し、取締役会は、過半数の独立社外役員を含む3名以上で構成される任意の報酬委員会に諮問し答申を得るものとしております。取締役会は、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図るため、報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会の決議した報酬額の範囲内で取締役個人別の基本報酬額、業績連動報酬額及び割当株式数を決議しております。

なお、監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額130百万円以内(ただし、使用人分給与は含めない)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は7名であります。また、別枠で、2021年2月25日開催の第11回定時株主総会において、取締役(社外取締役除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬として年額26百万円以内(ただし、年10,000株を上限とする。)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は5名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しており、当該定めに係る監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,113 (3,900)	91,869 (3,900)	— (—)	1,244 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,640 (8,640)	8,640 (8,640)	—	—	3 (3)

(注) 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬を交付しております。なお、上表の非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る対象取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりとなります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	寺部 達朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役、 ルスロジャパン株式会社 監査役、 WMパートナーズ株式会社 パートナー、 ソノーラテクノロジー株式会社 監査役、 スポーツX株式会社 監査役、 株式会社PRISM BioLab 社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	河野 博紀	河野博紀税理士事務所 代表、 LIBERA株式会社 監査役、 株式会社ワイケー東京 監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	村山 輝紀	法律事務所 芝公園パートナーズ パートナー弁護士	特別な関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	寺部 達朗	当事業年度に開催した14回の取締役会の全てに出席し、主に会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	山 口 進	当事業年度に開催した14回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席し、主に出身分野である監査役としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	河野 博紀	当事業年度に開催した14回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	村山 輝紀	当事業年度に開催した14回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。

- ④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2023年2月22日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 32,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引所に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会が史彩監査法人の報酬等について同意した理由は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。
3. 上記とは別に2023年2月22日付で当社の会計監査人を退任した会計監査人EY新日本有限責任監査法人に対して、M&Aにより発生した業務に関する報酬2,800千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行ができるように「経営理念」の体系を整備するとともに「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
 - b. 内部通報制度を整備し、法令及び定款に反する行為を早期発見・是正できる体制とする。
 - c. 反社会的勢力との関係を一切遮断しており、その対応に係る部署を定め規程等の整備を行うとともに、有事の際には警察等の外部専門機関と連携し、毅然と対応できる体制とする。
 - d. 監査役及び内部監査室は、連携してコンプライアンス体制の状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険の管理については、「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、これらリスクによる損失・被害等を未然に防止するための措置を行うことで体制の充実を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 定例取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行うことで効率的に取締役の職務が執行できる体制とする。
 - b. 取締役及び執行役員の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定について、「業務分掌規程」「職務権限規程」「組織管理規程」等により明確に定め、機動性のある効率的な体制とする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、必要な書類・資料を収集し報告を求め、企業集団における経営状態・業務状況を的確に把握できる体制とする。
 - b. グループ会社間の取引については、事前に取締役会にて報告・承認を得る。
 - c. 内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な作成に向け、内部統制システムを構築するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会又は監査役の求めにより、必要に応じてその職務の執行を補助する使用人を配置する。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務の執行を補助する使用人は、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、当該使用人の人事異動・評価等については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑨ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務の執行を補助する使用人は、監査役の指揮・命令に従うことでその実効性を確保する。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
監査役は、経営に関する重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて報告を求めることで経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制とする。
また、取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのあるとき、直ちに監査役に報告する。
- ⑪ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用等について当社に請求したときは、当該請求が当該監査役職務の職務に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べ、その他重要な会議にも出席して重要事項の審議・報告状況を直接確認できる体制とする。
 - b. 監査役は、適時に会計監査人や内部監査室と会合を行い、意見・情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求められる体制とする。
 - c. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、対処すべき課題、監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。

上記体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備しております。内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題等について、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合には、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら適宜対応していく予定であります。

また、毎事業年度における剰余金の配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回とし、これらの配当の決定につきましては、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会としております。なお、当社は、取締役会決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て(小数点以下の表示は四捨五入)して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,188,849	流動負債	972,999
現金及び預金	2,047,396	買掛金	56,010
売掛金	985,084	1年以内返済長期借入金	444,848
棚卸資産	10,071	リース債務	2,898
その他	168,790	未払法人税等	10,925
貸倒引当金	△22,493	未払費用	351,761
固定資産	2,058,144	賞与引当金	30,315
有形固定資産	1,225,359	その他	76,240
建物	703,127	固定負債	3,116,665
建物附属設備	419,637	長期借入金	3,096,092
土地	338,315	リース債務	11,483
建設仮勘定	41,337	資産除去債務	1,179
その他	175,388	その他	7,911
減価償却累計額	△427,327	負債合計	4,089,665
減損損失累計額	△25,118	(純資産の部)	
無形固定資産	340,942	株主資本	1,157,328
のれん	277,610	資本金	51,706
その他	63,331	資本剰余金	852,735
投資その他の資産	491,842	利益剰余金	254,950
投資不動産	230,645	自己株式	△2,063
減価償却累計額	△2,683		
長期貸付金	5,146		
繰延税金資産	46,331		
その他	212,403	純資産合計	1,157,328
資産合計	5,246,994	負債・純資産合計	5,246,994

連結損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,915,131
売上原価		5,401,547
売上総利益		513,584
販売費及び一般管理費		493,142
営業利益		20,441
営業外収益		
受取利息	331	
受取家賃	30,149	
雇用調整助成金	230	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	5,895	
受取補償金	12,000	
物価高騰対策助成金	35,588	
雑収入	22,105	106,300
営業外費用		
租税公課	320	
減価償却費	6,844	
支払利息	11,081	
利用者工賃	24,141	
雑損失	13,747	56,135
経常利益		70,606
特別利益		
固定資産売却益	26,040	
国庫補助金	4,557	30,597
特別損失		
固定資産除却損	710	
固定資産圧縮損失	4,557	
減損損失	20,261	25,529
税金等調整前当期純利益		75,675
法人税、住民税及び事業税	15,269	
法人税等調整額	△7,459	7,810
当期純利益		67,865
親会社株主に帰属する当期純利益		67,865

連結株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当期首残高	50,000	931,868	107,845	△4,055	1,085,658	1,085,658
当期変動額						
新株の発行（譲渡制限付 株式報酬）	1,706	1,706			3,412	3,412
親会社株主に帰属する当 期純利益			67,865		67,865	67,865
自己株式の処分		△1,598		1,992	393	393
欠損填補		△79,239	79,239		－	－
当期変動額合計	1,706	△79,132	147,104	1,992	71,670	71,670
当期末残高	51,706	852,735	254,950	△2,063	1,157,328	1,157,328

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,619,084	流動負債	687,049
現金及び預金	1,000,121	買掛金	23,205
売掛金	496,437	1年以内返済長期借入金	384,758
棚卸資産	3,778	リース債務	2,898
前払費用	80,848	未払金	8,208
その他の引当金	43,441	未払費用	203,582
	△5,544	未払法人税等	5,657
固定資産	2,050,903	預り金	22,883
有形固定資産	930,140	前受収益	6,459
建物	507,537	賞与引当金	1,840
建物附属設備	216,963	その他の	27,555
構築物	7,414	固定負債	1,913,871
工具、器具及び備品	74,326	長期借入金	1,893,298
土地	323,315	リース債務	11,483
建設仮勘定	41,337	資産除去債務	1,179
減価償却累計額	△229,880	その他の	7,911
減損損失累計額	△10,874	負債合計	2,600,920
無形固定資産	68,173	(純資産の部)	
のれん	5,203	株主資本	1,069,066
借地権	45,192	資本	51,706
商標権	2,862	資本剰余金	876,854
ソフトウェア	14,914	資本準備金	493,502
投資その他の資産	1,052,589	その他資本剰余金	383,352
投資不動産	230,645	利益剰余金	142,569
減価償却累計額	△2,683	その他利益剰余金	142,569
関係会社株式	606,302	繰越利益剰余金	142,569
出資	60	自己株式	△2,063
長期貸付金	5,146		
関係会社長期貸付金	60,000		
長期前払費用	14,758		
繰延税金資産	20,247		
その他の	118,111		
資産合計	3,669,987	純資産合計	1,069,066
		負債・純資産合計	3,669,987

損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,361,559
売上原価	2,920,602
売上総利益	440,957
販売費及び一般管理費	360,849
営業利益	80,107
営業外収益	
受取利息	829
受取配当金	0
受取家賃	30,149
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	152
受取補償金	12,000
物価高騰対策助成金	11,570
雑収入	20,041
営業外費用	
租税公課	320
減価償却費	6,844
支払利息	8,475
利用者工賃	18,328
雑損失	11,630
経常利益	109,252
特別利益	
固定資産売却益	25,949
国庫補助金受贈益	477
特別損失	
固定資産除却損	18
固定資産圧縮損	476
減損損失	7,545
税引前当期純利益	127,637
法人税、住民税及び事業税	5,657
法人税等調整額	△20,588
当期純利益	142,569

株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	50,000	491,796	464,190	955,987	△79,239
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	1,706	1,706		1,706	
当期純利益				－	142,569
自己株式の処分			△1,598	△1,598	
欠損填補			△79,239	△79,239	79,239
当期変動額合計	1,706	1,706	△80,838	△79,132	221,808
当期末残高	51,706	493,502	383,352	876,854	142,569

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	その他利益剰余金合計				
当期首残高	△79,239	△79,239	△4,055	922,691	922,691
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	－	－		3,412	3,412
当期純利益	142,569	142,569		142,569	142,569
自己株式の処分	－	－	1,992	393	393
欠損填補	79,239	79,239		－	－
当期変動額合計	221,808	221,808	1,992	146,374	146,374
当期末残高	142,569	142,569	△2,063	1,069,066	1,069,066

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月2日

AHCグループ株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 伊藤 肇
業務執行社員指定社員 公認会計士 野池 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AHCグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月2日

AHCグループ株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 肇
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 野 池 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第14期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月5日

AHCグループ株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 山 口 進 ㊟

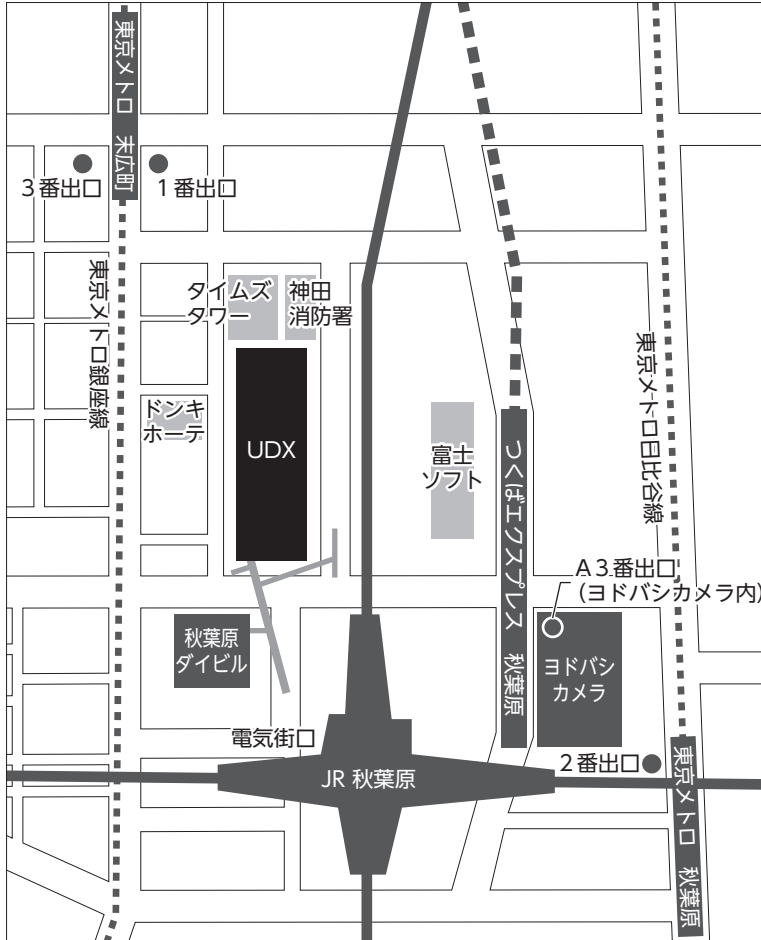
監 査 役(社外) 河 野 博 紀 ㊟

監 査 役(社外) 村 山 輝 紀 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B



交通のご案内

J R秋葉原駅徒歩2分

- ① 「電気街口」改札出て右
- ② 駅前広場よりUDXビル2F直結のアキバブリッジへ
- ③ 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ

東京メトロ銀座線
末広町駅徒歩3分

- ① 「1番出口」「3番出口」
中央通りを東京(南)方面へ
- ② 交差点を東側へ
ビル1F南西部より
階段、又はエスカレーターにて
2Fへ

つくばエクスプレス
秋葉原駅徒歩3分

- ① 「A1出口」より
東西連絡通路を西側へ
- ② J R電気街口改札前を北側へ
- ③ J R秋葉原駅から同じルートへ

東京メトロ日比谷線
秋葉原駅徒歩4分

- ① 「2番出口」より
昭和通りを上野(北)方面へ
- ② 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ